

## 《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第274号

### 今回のテーマ「特定技能への在留資格変更許可申請の時期」について

#### 在留資格変更許可申請に関する注意喚起です。

出入国在留管理庁 HP掲載 2025年7月8日

#### 技能実習制度・特定技能制度関係者の皆様へ



##### ～お知らせ～

- 技能実習生が「特定技能」に在留資格変更許可申請を行った後、稼働ができなくなるケースが発生しています！
- 在留資格「技能実習」から「特定技能」へ変更を希望する場合は、就労開始予定日の2か月以上前に在留資格変更許可申請を行っていただくようお願ひいたします。

△ 技能実習生は、実習計画が修了した後は稼働することができません。

△ 技能実習生が「特定技能」に在留資格変更許可申請を行った後、実習計画が修了したことに伴い、技能実習生として稼働ができず生活に困る事例が報告されています（※）。

※ 在留資格変更許可申請に伴う特例期間中であっても、実習計画が修了した場合は、技能実習生として稼働することはできません。

△ 在留資格変更許可申請の処理には1～2か月程度（※）かかるため、特定技能外国人として就労を開始する予定日の2か月以上前に申請を行うようお願ひいたします。

※ 繁忙期にはさらに日数を要することもあります。

△ 技能実習生が本邦での生活に困ることがないよう、早めの申請の準備をお願ひいたします。

